

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和3年7月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20210713	寺下運輸倉庫株式会社 (法人番号 1420001011457) 代表者小比類巻健	青森県三沢市南町4丁目31番地3461	下田営業所	青森県上北郡おいらせ町字木ノ下西797-2	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和3年5月13日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20210713	有限会社菊地運輸 (法人番号 4380002014865) 代表者菊地今朝男	福島県田村市船引町南移字越田和119番地	本社営業所	福島県田村市船引町南移字越田和119番地2	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項、法第17条第4項	令和2年10月5日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第3項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(5)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3
20210729	六郷小型貨物自動車運送株式会社 (法人番号 3410001008106) 代表者近藤哲泰	秋田県仙北郡美郷町六郷字往還南12番地の1	秋田南営業所	秋田県秋田市新屋島木町1-63-2	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和3年6月29日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。